【令和２年４月２４日掲載】

入国者収容所及び収容場における面会の取扱いについて

入国者収容所（入国管理センター）及び地方出入国在留管理局・同支局の収容場においては，緊急事態宣言が発出されている現状に鑑み，新型コロナウイルス感染防止のため，被収容者処遇規則第３３条第１項に規定する領事官及び弁護士以外の方との面会を原則として実施しません。

施設への来訪をお控えください。

なお，面会の実施に代わる電話通話（時間・回数には制限があります。）を希望される方は，該当する入国管理センター及び地方出入国在留管理局・同支局にお問い合わせください。

期間：令和２年４月２７日（月）から当面の間